

お知らせ

令和2年度の協会けんぽの保険料率は3月分  
(4月納付分)から改定されます

2020  
3月号  
vol.75

# NEWS LETTER

3月になりました。世間はコロナウィルスで一色ですね。ウィルスの蔓延でお困りの方にはお見舞い申し上げますが、今回の騒動は、我々の日常生活に潜む各種の問題を炙り出してくれているようにも思えます。

人ごみを避けるためのテレワークの導入や、移動を控えるためのWEB会議の導入など、今まで技術的には可能とされてきたものの見直しが先送りにされていたことが、今回の騒動により喫緊の課題に格上げされたように思えます。弊社においても、アプリ（チャットワーク）によるTV会議のデモ実験を行いました。この騒動を、より一層のIT化をすすめるための契機としたいと密かに思っています。

岡村 景明

- \* 年収いくらまでなら控除が可能?  
配偶者控除と配偶者特別控除
- \* Message From Staff  
～最近のマイブーム～



# 年収いくらまでなら控除が可能？ 配偶者控除と配偶者特別控除

人の異動が活発なこの時期に、改めて配偶者控除と配偶者特別控除について、確認をしておきましょう。

## 配偶者控除・配偶者特別控除とは

一定の要件に該当する配偶者がいる所得者（以下、本人）は、本人やその配偶者の合計所得金額に応じて、「配偶者控除」又は「配偶者特別控除」として、次の控除額を本人の合計所得金額から控除することができます。



所得控除		控除額（単位：万円）	
	配偶者の年齢※	所得税	住民税
配偶者控除	70歳未満	13～38	11～33
	70歳以上	16～48	13～38
配偶者特別控除		1～38	1～33

（※）その年12月31日現在の年齢

本人がサラリーマンであれば、年末調整の時期に【給与所得者の配偶者控除等申告書】（実際は、他の申告書との兼用様式【給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書】）を事業主へ提出することで、控除を受けることができます。提出忘れに注意しましょう。

## 対象となる配偶者とは

“一定の要件に該当する配偶者”とは、原則としてその年の年末時点での次の3つの条件すべてにあてはまる人をいいます。



### 対象となる“配偶者”的要件

- 婚姻届が提出されている配偶者であること  
⇒ 内縁関係者は対象外です
- 納税者と生計が一緒であること  
⇒ 一緒に暮らしているかどうかは関係ありません
- 青色申告者の事業専従者としてその年に一度も給与の支払を受けていないこと、又は白色申告者の事業専従者でないこと

## 本人や配偶者の所得制限

「配偶者控除」や「配偶者特別控除」の適用には、下表の通り、所得制限があります。本人・配偶者いずれか一方が所得制限から外れてしまうと、適用できません。

所得控除	合計所得金額（令和2年分～）	
	本人	配偶者
配偶者控除	1,000万円以下	48万円以下
		48万円超 133万円以下
配偶者特別控除		

上表の合計所得金額について、本人は従来通りですが、配偶者は令和2年分（住民税は3年度分）から変わりました。ただし、所得が給与のみの場合、収入ベースでは本人は変わりましたが、配偶者は従来通りです。これらは、基礎控除額や給与所得控除額の改正の影響によるものです。

いずれにしろ、適用を受ける控除額は、**本人や配偶者の合計所得金額に応じて異なります**。それぞれの合計所得金額に注意を払い、控除額を導き出します。いくらになるか、次ページでご確認ください。



## ○配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額 ー令和2年分(住民税は令和3年度分)以降ー

配偶者		本人		
		参考：給与のみの場合の年収 <sup>※1</sup>		
		合計所得金額	1,095万円以下 1,145万円以下	1,095万円超 1,145万円以下 1,145万円超 1,195万円以下
参考：給与のみの場合の年収				合計所得金額
103.0万円以下				900万円以下 900万円超 950万円以下 950万円超 1,000万円以下
103.0万円超 150.0万円以下		48万円以下 70歳以上 <sup>※2</sup>		(上段) 所得税 (下段) 住民税
150.0万円超 155.0万円以下		48万円超 95万円以下 95万円超 100万円以下		38 万円 26 万円 13 万円
155.0万円超 160.0万円以下		100万円超 105万円以下		33 万円 22 万円 11 万円
160.0万円超 166.8万円未満		105万円超 110万円以下		48 万円 32 万円 16 万円
166.8万円以上 175.2万円未満		110万円超 115万円以下		38 万円 26 万円 13 万円
175.2万円以上 183.2万円未満		115万円超 120万円以下		31 万円 21 万円 11 万円
183.2万円以上 190.4万円未満		120万円超 125万円以下		26 万円 18 万円 9 万円
190.4万円以上 197.2万円未満		125万円超 130万円以下		31 万円 21 万円 11 万円
197.2万円以上 201.6万円未満		130万円超 133万円以下		26 万円 18 万円 9 万円

配偶者控除

配偶者特別控除

(※1) 所得金額調整控除が適用される場合は、各金額に15万円を加えた金額。また、給与所得者の特定支出控除の適用を受ける場合は金額が異なる。

(※2) その年の12月31日現在における配偶者の年齢が70歳以上の場合を指す。

# Message From Staff

## ～ 最近のマイブーム～

### ①運動不足の解消と健康のために始めたヨガ

ヨガの種類も沢山ありますが、高温多湿の部屋で大量の発汗によるホットヨガはデトックス効果があり、ダイエットや美容にもお勧めです！



### ②母や叔母、友達の付き添いで集め始めた御朱印

旅の思い出になるのでお勧めです！神社によってはいろんな種類があったり、期間限定物があったりと。また書いて下さる方によって違いがあるので、私は一緒に行った方とは別の列に並んで楽しんでいます♪

二日市昌代

### ①カフェ巡り

おしゃれなカフェや美味しいお店を検索して写真を撮るのにハマっています。特に最近はイタリアンやピザ屋さんによく行っています。



### ②パンとお菓子作り

カフェ巡りだけでは飽き足らず自分で作り始めてしまいました。カロリーも気になるところなので悪あがきで糖分は控えめに…(笑)



田邨みづほ

### facebookやってます！！

田邨・浦山の新人コンビが  
毎週金曜日に更新中です！！

フェイスブック 岡村税理士事務所 検索



記事が良かったら いいね お願いします

URL : <https://www.facebook.com/okamuratax/>

最後まで読んでいただき  
ありがとうございます。

お菓子が大好きな田邨も更新を担当  
しております、岡村税理士事務所の  
公式 Facebook もやってます！！

是非チェック&いいねをお願いします！

### 岡村税理士事務所／株式会社ミライズ

JR 神戸線 六甲道駅下車徒歩 1 分

